

令和7年度「ふくしまの農村学びの場」現場見学会業務 公募型プロポーザル募集要領

令和7年3月26日
福島県農村振興課

1 事業の趣旨

「ふくしまの農村学びの場」現場見学会は、福島県内に在住する小学生、中学生及びその保護者を対象として、農地や農業用施設の役割、それを維持・保全する意義、重要性を伝え、農業・農村に対する理解を深めてもらうことを目的として、農業生産に欠かせない土地改良施設（ダム、ため池、用水を取り込む堰、水路、農道など）の工事現場等を巡る現場見学会を開催するもの。

2 対象業務の概要

(1) 委託業務名

令和7年度「ふくしまの農村学びの場」現場見学会業務

(2) 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和7年12月22日（月）まで

(4) 見積限度額

1,430,896円（消費税及び地方消費税込み）を上限とします。

※消費税及び地方消費税は10%として計上すること。

3 スケジュール

日程	内容
令和7年3月26日(水)	プロポーザル募集要領のHPによる公表
令和7年4月1日(火) 17時まで	質問書の提出期限
令和7年4月4日(金)	質問書への回答
令和7年4月11日(金) 17時まで	参加申込書の提出期限
令和7年4月15日(火)	参加資格審査結果通知
令和7年4月22日(火) 17時まで	企画提案書等の提出期限
令和7年4月30日(水) 予定	一次審査（書面）結果の通知
令和7年5月8日(木) 予定	二次審査（プレゼンテーション）
令和7年5月中旬頃	審査結果通知
令和7年5月下旬頃	契約締結

4 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げる条件をすべて満たす者としてします。

- (1) 本公告に示した業務に類似する業務を実施した実績があり、かつ、目的に沿った業務が実施できる法人又は団体であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（提出者である法人又は団体の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 89 号）第 2 条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 条）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 県税を滞納している者でないこと。
- (8) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。
- (10) 福島県内に本社、支社、営業所等を有すること。

5 プロポーザルに係る書類の交付

福島県農林水産部農村振興課（以下「農村振興課」という。）のホームページからダウンロードすること。

なお、農村振興課窓口又は郵送等での配布対応は行いません。

- ・農村振興課ホームページアドレス (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36045b/>)

6 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問がある場合は、以下により受付、回答します。

(1) 受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）午後 5 時まで（必着）

- (2) 提出書類
質問書（様式1号）
- (3) 提出方法
電子メールにより農村振興課アドレス（nosonshinko@pref.fukushima.lg.jp）宛てに送付すること。電子メールの件名は「【質問】「ふくしまの農村学びの場」現場見学会業務に関する質問」とし、質問書を送付した旨を電話により連絡すること。
なお、電話による質問には応じません。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年4月4日（金）までに福島県農村振興課ホームページに掲載します。

7 参加申込書の提出

プロポーザル参加者は、令和7年度「ふくしまの農村学びの場」現場見学会業務プロポーザル参加申込書（様式2号）を以下により提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年4月11日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先
項番13「参加申込書、質問書及び企画提案書等の提出先及び問合せ先」のとおり
- (3) 提出方法
郵送、電子メール又は持参
※ 郵送の場合、提出期限までに当課に到達するよう送付すること。
※ 持参の場合、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時とする。
※ 電子メールにより提出する場合、農村振興課へ電話にて送付した旨を連絡すること。
- (4) 留意事項
参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (5) 参加資格審査
参加申込書を提出した者の参加資格要件の適否を確認後、その結果を電子メールにて通知するものとする。

8 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、企画提案書等を次の提出期限までに農村振興課まで提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年4月22日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先
項番13「参加申込書、質問書及び企画提案書等の提出先及び問合せ先」のとおり
- (3) 提出方法
持参又は郵送によること。（電子メール又はFAXによる提出は不可）
※持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時までとします。
※郵送する場合、封筒に「企画提案書在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便にて、上記（1）の提出期限までに農村振興課に到達するように送付してください。
- (4) 提出書類

提出書類については以下のとおり。

ア 企画提案書

- ・別紙「業務委託仕様書」の趣旨を踏まえ、同業務仕様書の「6 事業の内容」を参考に企画提案の考え方や提案する内容とそれに付随する事項を全て盛り込んで作成すること。
- ・様式は任意とする。ただし、規格及び量は日本工業規格A4判20ページ以内とする。
- ・次の(ア)～(エ)掲げる項目については、企画提案書において具体的に提案すること。
 - (ア) 企画提案内容の計画性・実現可能性、創造性
 - ・見学会における工事現場や施設の見学方法及び運営方法について
 - ・仕様書に記載された参加者数を確保するための方策について
 - ・参加者が説明を受けるだけでなく、楽しみながら農地や農業用施設の役割や保全していくことの意義、重要性を認識してもらうための工夫について
 - (イ) 参加者募集のための広告等
 - ・参加者募集のための広告方法（媒体、方法、範囲、想定される視聴閲覧者数等）について
 - (ウ) 業務遂行に向けた調整・体制
 - ・参加する小中学生及び見学先現場・施設関係者との打合せ、連絡調整について
 - (エ) 提案者が有する業務実施に当たってのノウハウ、強み等

イ 事業経費積算書

様式は任意とする。ただし、規格は日本産業規格A4判とし、委託額の上限（項番2（4））の範囲内で見積もること、かつ、費目ごとの内訳、単価がわかるよう明記すること。

ウ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式4-1号）

エ 会社等概要（様式4-2号）

オ 本業務統括責任者（様式4-3号）

カ 業務実施体制書（様式4-4号）

キ 定款の写し

ク 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（申請受付日の3か月以内のもの）

(5) 提出部数等

7部（正本1部・副本6部）提出してください。

なお、提出された提案書等は返却しません。

9 提案に際しての留意事項

- (1) この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とします。
- (2) 次のいずれかに該当する企画提案書は、無効とします。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - イ 本募集要領等で示す条件に違反しているもの
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
 - エ 提出されたものが不鮮明であり、内容を確認できないもの
 - オ 予算が項番2（4）見積限度額を上回っているもの

- (3) 提出後は、企画提案書の資料の追加や差し替え、再提出は認めません。
- (4) 複数の提案書の提出を行うことはできません。
- (5) 提案内容の実現可能性を確認するため、必要に応じて企画提案者に対して、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- (6) 書類作成及び提出等企画提案に要する経費等は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払は行いません。

10 業務委託予定者の選定

業務委託予定者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行います。審査委員会は、以下により提案書等を総合的に評価し業務委託予定者を選定します。

(1) 書面審査（1次審査）

提出あった企画提案書等について書面審査を行い、2次審査の対象者（上位3者程度）を選定します。

なお、企画提案書の提出者が3者以下であった場合は1次審査手続きを省略し、募集要領の参加資格を有し、不適格事項のないことを判断の上、適合する全ての提案者をヒアリング対象とし、その旨を令和7年4月30日（水）までに電子メールにて通知します。

(2) プレゼンテーション審査（2次審査）

1次審査で選定された対象者から提出書類等によるプレゼンテーションを受け、本業務に最も優れた提案者を選定します。

ア 開催日時（予定）

令和7年5月8日（木）

※参集時刻については、プレゼンテーション審査参加者に別途通知する。

イ 場所（予定）

福島県庁西庁舎8階 農林水産部会議室

ウ プレゼンテーションの方法

- ・審査会への出席者数は3名以内とする。
- ・審査は、提出している企画提案書の説明及び審査委員との質疑応答を行う。
- ・企画提案内容の説明時間15分以内、質疑応答時間10分以内とする。
- ・説明に際して用いることができる資料は、項番8（4）で提出した資料のみとし、説明のために資料を追加して提出することはできない。

(3) 審査項目及び評価基準等

審査は、下表の審査項目及び評価基準に基づき、提案内容の実現可能性、実施体制、スケジュール等を総合的に審査します。

審査項目	配点	評価基準
1 業務目的の理解度	20点	・本事業の目的や業務内容を正しく理解し、業務仕様書に記載した内容を満たす提案となっているか。
2 業務の遂行能力	5点	・本事業と類似の業務の実績があり、その経験やノウハウを本事業で生かせるか。

3 企画提案内容の計画性・実現可能性、創造性	25点	・工事現場や施設の見学方法について、参加対象である小・中学生にとって魅力的な提案となっているか。 ・農地や農業用施設の役割、保全する意義、重要性を認識してもらい、農業・農村に対する理解を深めることができる提案となっているか。
	25点	提案された広告方法は、 ・より多くの参加対象者である小中学生及びその保護者が目にする機会を有する提案となっているか。 ・類似業務の実績や視聴閲覧されるエリア・人数等を考慮し、広告媒体・方法・範囲を選択、立案しているか。 ・県内各地から参加者を募ることができる提案となっているか。
	5点	・参加する小・中学生及び見学先現場・施設関係者との打合せ、連絡調整の方法は適切であるか。
	10点	・仕様書に記載されていない活用可能な提案はあるか。
4 業務実施時の体制・安全対策	5点	・業務全体の統制、人員配置、連絡体制等を含め、企画内容を実施する体制等が適切か。
5 経費	5点	・業務を執行するうえで必要な経費であるか。 ・企画内容に対して妥当な見積額であるか。
合計	100点	

※評価点 5:特に優れている 4:優れている 3:普通 2:劣る 1:特に劣っている
0:審査に値しない

(4) 業務委託候補者

- ア 審査会において審査委員ごとに企画提案内容の評価・採点を行い、その点数を合計した総合点と順位を参考に、業務委託予定者及び次点の者を決定します。
- イ 企画提案書の提出者が1者のみの場合、2次審査の総合点が60点に満たない場合には委託予定業者を選定しないことがあります。

(5) 審査結果の通知等

- ア 審査結果は、全ての参加者に対して、電子メールにて通知します。
- イ 委託予定業者名及び全ての参加者の評点（契約候補者以外は参加者名を伏せて評点のみ）を農村振興課ホームページで公表します。
- ウ 選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に審査結果開示請求を書面により求めることができます。ただし、書面審査（1次審査）は対象外とします。
- エ 開示内容については、「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総合点及び各審査委員の順位の平均」とします。
- オ 上記ウに係る回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。
なお、電話、FAX、電子メール等による問い合わせは受け付けません。

11 契約手続等

(1) 委託契約の手続

福島県は本業務に関して最も優れた提案を行った者と業務委託契約の締結交渉を行います。

なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果、契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者と委託契約の締結交渉を行います。

(2) 仕様書の協議

本委託業務の業務仕様書は委託契約候補者が提出した企画提案書等をもとに確定しますが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務仕様書を作成することがあります。

(3) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は項番2（4）見積限度額を超えないものとします。

(4) 契約不履行時の対応

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対して契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができるものとします。

12 その他

(1) 契約後の業務実施において、プロポーザルで提案のあった内容、回数、規模を下回ることは認めませんので、実現可能な提案をお願いします。

(2) 企画提案書の提出後に本プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

13 参加申込書、質問書及び企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（県庁西庁舎8階）

福島県 農林水産部 農村振興課（担当：室井、丸山）

電話 024-521-7416 FAX 024-521-7545

E-mail nosonshinko@pref.fukushima.lg.jp